

第2次中期事業計画

(平成21年度～平成23年度)

茨城県信用保証協会は、中小企業金融のセーフティネットとしての役割を果たしながら、『中小企業のライフライン』としての機能を十分に発揮し、地域経済の発展に貢献します。

平成21年度から23年度までの3ヶ年間の中期事業計画における業務運営の基本方針として、以下に掲げる事項に取り組んで参ります。

(1) 緊急保証制度の積極的活用による中小企業支援

今般の世界的な金融不安及び急速な景況悪化などの影響を受けている中小企業者に対して、経営の安定と事業資金の円滑な調達に資するため、相談窓口の充実を図り、きめ細やかな対応と親身な対応を行うと共に、平成21年度末までの時限措置として創設された「緊急保証制度」を中核に、積極的かつ弾力的な対応を行います。

※「緊急保証制度」は、平成22年2月に創設された「景気対応緊急保証制度」に引き継がれ、平成22年度末まで継続中。

(2) 中小企業者のニーズに迅速かつ的確に対応した適正保証の推進

中小企業者を取り巻く厳しい経営環境が続く中で、国及び地方公共団体の施策に呼応しながら、各種保証制度を活用し、中小企業者の経営安定のための適正な保証推進を行うことで、中小企業者の資金繰り円滑化を支援します。

(3) 経営支援・再生支援体制の充実

経営基盤の弱い中小企業者を積極的に支援するために、面談又は現地調査により中小企業者のニーズや実態把握に努めるとともに、その企業の抱える問題点を抽出し、将来に亘る適切な経営方針等を助言、指導することにより、県内中小企業の発展に寄与します。

また、再生を必要とする企業に対しては、金融機関、中小企業再生支援協議会との連携による再生支援融資の活用により、中小企業者の再生に積極的に取り組みます。

(4) 期中管理の充実強化

中小企業者に対する保証後のフォローを継続的に実施し、業績悪化企業の早期調整を行うことで代位弁済の抑制を図り、大口保証先については每期決算書を徴求し、普段から実態把握に努めます。

さらに金融機関と連携し、企業に対し面談又は現地調査のモニタリングを実施することにより、保証後の企業の動向や実態把握に努めます。

業績悪化企業に対しては、条件変更、借換又は借入れをまとめるなどの返済額の軽減策を講じるなど、早期にかつ適切な処置を講じ、期中管理の充実・強化を図ります。

(5) コンプライアンス態勢の更なる充実

信用保証協会の健全性に対する社会的信頼を確保するため、役職員の行動規範となるべきコンプライアンス・マニュアルや諸規程の整備に努め、研修を反復継続することによって、役職員の法令等遵守の意識を高めます。

さらに、個人情報管理の管理体制についても強化を図ります。

また、指導検査室による内部監査を適時実施するとともに、常勤監事による監査により、適正な業務運営及び会計処理に努めてまいります。